

第6章 事業関係

○観光写真の貸出に関する規程

（制 定 平成10年5月15日 要綱第1号）

改正	平成13年	3月21日	要綱第1号
	平成14年	3月7日	要綱第1号
	平成19年	3月30日	要綱第4号
	令和3年	3月31日	要綱第2号

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「協会」という。）が所有する観光写真の著作権について、適切な保存と管理を行うため、その使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程における観光写真とは、協会がさいたま市のPRを図るために収集した写真データの他、動画、音楽データ等をいう。

（著作権使用の条件等）

第3条 観光写真の著作権使用にともなう条件等は次の各号のとおりとする

- (1) 観光写真は印刷物及びホームページに使用する目的で、その著作権使用を許諾するものであり、1回の許諾につき1回のみの使用に限る
- (2) 協会に無断で転載、複製、販売、貸与することは出来ない
- (3) 観光写真被写体である人物、物品、建造物、場所等に関する肖像権、商標権、利用権は含まれていないため、これらの取得については、著作権使用者が行うものとする。これらの権利に関する紛争について協会は責任を負わないものとする。
- (4) 掲載写真に下記いずれかのクレジットを記載する  
「(c) さいたま観光国際協会」  
「(c) Saitama Tourism and International Relations Bureau」  
「(c) STIB」  
※(c)の文字は、「写真提供:」「Copyright:」「©」等に置換え可能

## 第6章 事業関係（観光写真の貸出に関する規程）

（申請手続）

第4条 観光写真の著作権使用を希望するものは、団体名・代表者又は連絡担当者の氏名・住所・連絡先・使用目的・その他協会が必要と認める要件を提出し、承認を受けなければならない。

（成果品の提出）

第5条 観光写真を使用し制作した成果物を次の各号の区分により、協会に提出しなければならない。

- (1) 雑誌・書籍等出版物での掲載の場合、完成印刷物を無償で協会に送付する
- (2) 新聞・テレビ等のメディアへの掲載の場合、発行日・放映日等を協会に提出する
- (3) WEB等への掲載の場合、公開日・URL等を協会に提出する

（使用料等）

第6条 著作権使用料等は1回（3点以内）につき、3,000円とし、4点以上の場合は、1点増すごとに500円を割増する。著作権使用料は協会が指定する指定口座へ指定する日までに振り込むものとする。

（貸出拒否）

第7条 次の各号の一に該当する場合は、貸出を拒むことができる。

- (1) 使用目的が公序良俗に反すると認められるとき
- (2) 第3条の各号の一に違反したことがあるものから申請のあったとき

（使用料等の免除）

第8条 次の各号の一に該当する場合は、第4条に定める著作権使用料及び延滞料を免除することが出来る。

- (1) 協会の会員
- (2) 観光宣伝等に使用、又は有効であると認められる場合
- (3) 会長が特別な理由があると認める場合

附 則

この規程は、平成10年5月15日から施行する。

附 則（平成13年3月21日要綱第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月7日要綱第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

## 第6章 事業関係（観光写真の貸出に関する規程）

附 則（平成19年3月30日要綱第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和 3年3月31日要綱第2号）

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。